

令和8年度 日出町税公金セルフ収納機の購入 仕様書

1. 物品購入の目的

本物品購入は、会計窓口における混雑緩和、非接触対応による感染症予防、および現金取り扱いにおけるリスク軽減を図り、町民サービスの向上と効率的な収納環境の整備を目的とする。

2. 納入概要

件 名: 令和8年度 日出町税公金セルフ収納機の購入

納品場所: 日出町役場 本庁舎 新館 1 階 会計課窓口前

納入期限: 令和 9 年 1 月 25 日(月)

導入台数: 税公金セルフ収納機 1 台(および付帯設備一式)

3. 機器の基本仕様・規格

(1) 外形寸法: 幅 730mm 未満、奥行 900mm 未満、高さ 1,500mm 未満

(2) 機器重量: 床荷重を考慮し、400kg 未満であること。

(3) 電源: AC100V 50/60Hz

(4) 取扱紙幣: 入金 4 券種(1 万円、5 千円、2 千円、千円) / 出金 3 券種(1 万円、5 千円、千円)

(5) 取扱硬貨: 入出金ともに 6 金種(500 円、100 円、50 円、10 円、5 円、1 円)

(6) 新貨幣対応: 令和 6 年度発行の新紙幣および令和 3 年度発行の新 500 円硬貨に対応していること。

(参考品: グローリー株式会社 税公金ステーション FKR-100)

4. 必須機能(基本・操作性)

(1) タッチパネルと音声案内

ア 15 インチ相当のカラー液晶タッチパネルを備え、操作手順を視覚的かつ分かりやすく案内すること。

イ 操作手順ごと、および釣銭・領収書の取り忘れ時に警告音や音声案内を行うこと。

(2) 納付書の自動読み取り(OCR)と判別

ア 本町が取り扱う納付書(高さ 89~178mm、長さ 140~440mm 等)を自動で吸入し、OCR で税目、金額、納付期限等を正確に読み取ること。

イ 納付期限切れの納付書を自動で判別し、取扱対象外として返却する機能を有すること。

ウ 本町が取り扱う納付書のフォーマットを随時登録・更新できること。

(3) 精算・自動計算機能

ア 延滞金および督促料の自動計算を行い、合計金額を画面表示および納付書へ印字できること。

イ 入金時の不良硬貨および紙幣のリジェクト(返却)機能を有すること。

(4) 自動押印と切り離し

ア 指定箇所(最大4か所)へ本町指定の領収印を自動で押印し、日付が自動更新されること。

イ 領収証書部分のみを自動で切り離して利用者に返却し、残りの用紙(納付書原本等)は機内に自動吸入して保管すること。

(5) 業務効率化機能

ア 収納費目の自動集計機能を有し、集計ジャーナルの発行やログ記録ができること。

イ 指定した時刻に自動起動および自動シャットダウンができる機能を有すること。

5. セキュリティ・安全対策

(1) 現金の保管と回収

現金回収時は、釣銭準備金相当額を機内に残したまま、収納金のみを回収カセットに収納して回収できること。また、予備の回収カセットを付属すること。

(2) プライバシー保護と付帯設備

ア 操作中の情報を第三者から見えにくくするため、のぞき見防止パネルやパーテーションを設置すること。

イ 機器周辺の安全確保のため、防犯カメラ(監視モニター・録画機含む)を設置すること。

(3) 遠隔監視と職員呼出

ア 機器から離れた場所(会計課内等)から機器状態(エラーや在高等)を確認できるリモートモニターを設置すること。

イ 利用者からの職員呼出機能を有し、リモートモニター等へ通知できること。

6. 保守・保証体制

(1) 保証期間

納入後6か月間は無償保証期間とすること。

(2) 障害対応

ア 障害発生時は、原則として当日中(遅くとも翌開庁日以内)に復旧作業を行う保守体制を確立すること。

イ 災害等による緊急事態発生時においても、迅速に対応できる危機管理体制を整備すること。

7. 納入・設定に関する事項

- (1) 事前に設置場所、搬入経路、LAN・電源配線工事、スケジュール等について、本町担当者と綿密な協議を行うこと。
- (2) 搬入時に発生する運搬費、設置費、配線工事費、初期設定（辞書登録含む）費用のすべてを契約金額に含めること。
- (3) 設置完了後、担当職員に対して機器操作およびトラブル対応に関する研修（取扱説明）を実施すること。
- (4) 梱包材や養生材等の不要物は、受注者の責任において持ち帰り、適正に処分すること。

8. 守秘義務および特記事項

- (1) 受注者は、本物品購入を通じて知り得た税務情報等の個人情報および機密情報を第三者に漏えいしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (2) 通信機能等を利用した外部への不正なデータ送信等、本町の信用を失墜させる行為を固く禁ずる。
- (3) 税制改正等により仕様変更が生じた場合は、本町と協議の上、柔軟に対応すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本町と協議の上、その指示に従うこと。